

川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（案）

川崎市個人情報保護条例施行規則（昭和60年川崎市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第4号中「連絡先」の次に「及び代理人の区分」を加え、同条第3項中「を含む」を削り、「この条」を「この項及び次項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、本人の委任による代理人が保有特定個人情報に係る請求をする場合において、当該書類のいずれかを委員会に提示するときは、提示する書類を複写機により複写したものを委員会に提出しなければならない。

第6条第3項第1号中「旅券」の次に「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）」を加え、同条第4項中「（法定代理人により請求する場合にあっては、当該法定代理人を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同項第1号中「旅券、」の次に「個人番号カード」を加え、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、本人の委任による代理人が保有特定個人情報に係る請求をする場合において、当該書類を委員会に提示するときは、当該書類を複写機により複写したものを委員会に提出しなければならない。

第6条中第9項を第10項とし、同条第8項中「第16条第3項各号」を「第16条第4項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第16条第3項各号」を「第16条第4項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 本人の委任による代理人が保有特定個人情報に係る請求をする場合には、当該代理人は、委員会に対して、当該請求に係る保有特定個人情報の本人の第4項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものを提出しな

ればならない。

第2号様式を次のように改める。

第 2 号様式

保有個人情報(開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止)請求書		
年 月 日		
(あて先)川崎市教育委員会		
郵便番号		
住 所		
氏 名		
電話番号 (.....)		
川崎市個人情報保護条例第26条第1項の規定により、次のとおり請求します。		
請求の区分	<input type="checkbox"/> 保有個人情報(保有特定個人情報を除く。) <input type="checkbox"/> 保有特定個人情報	<input type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 消 去 <input type="checkbox"/> 訂 正 <input type="checkbox"/> 提供の停止 <input type="checkbox"/> 利用の停止
請求に係る保有個人情報の内容		
訂正・利用の停止・消去・提供の停止の内容		
開示の方法(開示請求の場合)	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 (<input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による発送)	
代理人により請求する場合の本人の氏名等	住 所 氏 名 電話番号 (.....)	
代理人の区分	<input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人(保有特定個人情報に係る請求に限る。) <input type="checkbox"/> 法定代理人等	
処 理 欄		

- 注 1 太線内のみ記入し、□のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 注 2 請求者が本人であることを確認するに足りる書類を添付してください。
- 注 3 代理人により請求する場合は、代理権を有することを証する書類を添付してください。
- 注 4 本人の委任による代理人が保有特定個人情報に係る請求をする場合は、注2及び注3の書類に加えて、この請求に係る保有特定個人情報の本人を確認するに足りる書類の写しを添付してください。
- 注 5 訂正請求をする場合は、訂正すべき事実の誤りを証する書類があれば添付してください。

第 3 号様式中

「

<input type="checkbox"/> 開示	<input type="checkbox"/> 消去
<input type="checkbox"/> 訂正	<input type="checkbox"/> 提供の停止
<input type="checkbox"/> 利用の停止	

」

を

「

<input type="checkbox"/> 保有個人情報（保有特定 個人情報を除く。）	<input type="checkbox"/> 開示	<input type="checkbox"/> 消去
<input type="checkbox"/> 保有特定個人情報	<input type="checkbox"/> 訂正	<input type="checkbox"/> 提供の停止
	<input type="checkbox"/> 利用の停止	

」

に改める。

第 4 号様式中

「

<input type="checkbox"/> 開示	<input type="checkbox"/> 消去
<input type="checkbox"/> 訂正	<input type="checkbox"/> 提供の停止
<input type="checkbox"/> 利用の停止	

」

を

「

<input type="checkbox"/> 保有個人情報（保有特定 個人情報を除く。）	<input type="checkbox"/> 開示	<input type="checkbox"/> 消去
<input type="checkbox"/> 保有特定個人情報	<input type="checkbox"/> 訂正	<input type="checkbox"/> 提供の停止
	<input type="checkbox"/> 利用の停止	

」

に改める。

第 5 号様式中

「

請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示	<input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 提供の停止
	<input type="checkbox"/> 訂正	<input type="checkbox"/> 消去	

」

を

「

請求の区分	<input type="checkbox"/> 保有個人情報（保有特定 個人情報を除く。） <input type="checkbox"/> 保有特定個人情報	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
-------	--	--	---

」

に改める。

第6号様式中

「

<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
--	---

」

を

「

<input type="checkbox"/> 保有個人情報（保有特定 個人情報を除く。） <input type="checkbox"/> 保有特定個人情報	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
--	--	---

」

に改める。

第7号様式中

「

<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
--	---

」

を

「

<input type="checkbox"/> 保有個人情報（保有特定 個人情報を除く。）	<input type="checkbox"/> 開 示	<input type="checkbox"/> 消 去
<input type="checkbox"/> 保有特定個人情報	<input type="checkbox"/> 訂 正	<input type="checkbox"/> 提供の停止
	<input type="checkbox"/> 利用の停止	

」

に改める。

第 1 2 号様式中

「

請求の区分	<input type="checkbox"/> 訂 正	<input type="checkbox"/> 消 去
	<input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 提供の停止

」

を

「

請求の区分	<input type="checkbox"/> 保有個人情報（保有特定 個人情報を除く。）	<input type="checkbox"/> 訂 正	<input type="checkbox"/> 消 去
	<input type="checkbox"/> 保有特定個人情報	<input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 提供の停止

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

制 定 理 由

川崎市個人情報保護条例の一部改正に伴い、本人の委任による代理人による保有特定個人情報に係る請求の方法を定めること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市個人情報保護条例施行規則 昭和60年12月27日教委規則第14号 改正 川崎市個人情報保護条例施行規則 (第1条～第5条 略)</p> <p>(請求の方法等) 第6条 条例第26条第1項に規定する方法は、次に掲げる方法とする。 (1) 保有個人情報(開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止)請求書(第2号様式)又は条例第26条第1項各号に掲げる事項を記載した書面を委員会に直接提出して行う方法 (2) 委員会に前号に規定する請求書又は書面を送付し、又はその内容をファクシミリ装置を用いて送信して行う方法 2 条例第26条第1項第5号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 請求の区分 (2) 開示請求の場合の求める開示の方法 (3) 請求者の連絡先 (4) 代理人により請求するときは、その連絡先及び代理人により請求する場合は、その連絡先及び代理人の区分 3 請求する者(代理人により請求する場合は、当該代理人。以下この項及び次項において同じ。)は、委員会に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。ただし、本人の委任による代理人が保有特定個人情報に係る請求をする場合において、当該書類のいずれかを委員会に提示するときは、提示する書類を複写機により複写したものを委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 運転免許証、旅券、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に</p>	<p>○川崎市個人情報保護条例施行規則 昭和60年12月27日教委規則第14号 改正 川崎市個人情報保護条例施行規則 (第1条～第5条 略)</p> <p>(請求の方法等) 第6条 条例第26条第1項に規定する方法は、次に掲げる方法とする。 (1) 保有個人情報(開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止)請求書(第2号様式)又は条例第26条第1項各号に掲げる事項を記載した書面を委員会に直接提出して行う方法 (2) 委員会に前号に規定する請求書又は書面を送付し、又はその内容をファクシミリ装置を用いて送信して行う方法 2 条例第26条第1項第5号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 請求の区分 (2) 開示請求の場合の求める開示の方法 (3) 請求者の連絡先 (4) 代理人により請求するときは、その連絡先及び代理人の区分 3 請求する者(代理人により請求する場合は、当該代理人を含む。以下この条において同じ。)は、委員会に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>(1) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、国民年金手帳その他法令の規定により交付された書類であって、当該請求する者が本人である</p>

改正後	改正前
<p>規定する<u>個人番号カード</u>（以下「<u>個人番号カード</u>」という。）<u>、健康保険の被保険者証、国民年金手帳</u>その他法令の規定により交付された書類であって、当該請求する者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該請求する者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類</p> <p>4 第1項第2号に掲げる方法により請求する者は、前項の規定にかかわらず、委員会に対して、次の各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものを送付し、又はその内容を送付すれば足りる。</p> <p>(1) <u>運転免許証、旅券、個人番号カード</u>その他法令の規定により交付された書類であって、当該請求する者の写真のあるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる書類を複写機により複写したものを送付し、又はその内容を送信することができない場合にあっては、健康保険の被保険者証、国民年金手帳その他法令の規定により交付された書類であって、当該請求する者が本人であることを確認するに足りる2以上のもの</p> <p>(3) やむを得ない理由により、前2号に掲げる書類を複写機により複写したものを送付し、又はその内容を送信することができない場合にあっては、当該請求する者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類</p> <p>5 代理人により請求する場合には、当該代理人は、その代理権を有することとを証明する書類を委員会に提示し、又は提出しなければならない。ただし、本人の委任による代理人が保有特定個人情報に係る請求をする場合において、当該書類を委員会に提示するときは、当該書類を複写機により複写したものを委員会に提出しなければならない。</p> <p>6 法定代理人により請求する場合であって第1項第2号に掲げる方法により請求するときは、当該代理人は、前項の規定にかかわらず、委員会に</p>	<p>ことを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該請求する者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類</p> <p>4 第1項第2号に掲げる方法により請求する場合には、請求する者（法定代理人により請求する場合には、当該法定代理人を含む。以下この項において同じ。）は、前項の規定にかかわらず、委員会に対して、次の各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものを送付し、又はその内容を送付すれば足りる。</p> <p>(1) <u>運転免許証、旅券、その他法令の規定により交付された書類</u>であって、当該請求する者の写真のあるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる書類を複写機により複写したものを送付し、又はその内容を送信することができない場合にあっては、健康保険の被保険者証、国民年金手帳その他法令の規定により交付された書類であって、当該請求する者が本人であることを確認するに足りる2以上のもの</p> <p>(3) やむを得ない理由により、前2号に掲げる書類を複写機により複写したものを送付し、又はその内容を送信することができない場合にあっては、当該請求する者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類</p> <p>5 代理人により請求する場合には、当該代理人は、その代理権を有することとを証明する書類を委員会に提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>6 法定代理人により請求する場合であって第1項第2号に掲げる方法により請求するときは、当該代理人は、前項の規定にかかわらず、委員会に</p>

改正後	改正前
<p>対して、同項に規定する書類を複写機により複写したものを送付し、又はその内容を送信すれば足りる。</p>	<p>対して、同項に規定する書類を複写機により複写したものを送付し、又はその内容を送信すれば足りる。</p>
<p>7 本人の委任による代理人が保有特定個人情報に係る保有特定個人情報の提出しなければならぬ。</p>	
<p>8 請求する者が<u>条例第16条第4項各号に掲げる者</u>である場合には、当該請求する者は、戸籍謄本その他の本人の死亡及び当該本人と当該請求する者の続柄を証明する書類を委員会に提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>7 請求する者が<u>条例第16条第3項各号に掲げる者</u>である場合には、当該請求する者は、戸籍謄本その他の本人の死亡及び当該本人と当該請求する者の続柄を証明する書類を委員会に提示し、又は提出しなければならない。</p>
<p>9 請求する者が<u>条例第16条第4項各号に掲げる者</u>である場合であつて第1項第2号に掲げる方法により請求するときには、当該請求する者は、前項の規定にかかわらず、委員会に対して、同項に規定する書類を複写機により複写したものを送付し、又はその内容を送信すれば足りる。</p>	<p>8 請求する者が<u>条例第16条第3項各号に掲げる者</u>である場合であつて第1項第2号に掲げる方法により請求するときには、当該請求する者は、前項の規定にかかわらず、委員会に対して、同項に規定する書類を複写機により複写したものを送付し、又はその内容を送信すれば足りる。</p>
<p>10 委員会は、第1項第2号に掲げる方法又は代理人による請求があつた場合には、請求する者に対し、速やかに当該請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、当該請求する者から当該確認を行うことが困難であると委員会が認める場合は、この限りでない。 (以下 略)</p>	<p>9 委員会は、第1項第2号に掲げる方法又は代理人による請求があつた場合には、請求する者に対し、速やかに当該請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、当該請求する者から当該確認を行うことが困難であると委員会が認める場合は、この限りでない。 (以下 略)</p>

保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求書

(宛先) 川崎市教育委員会

郵便番号
 住所
 氏名
 電話番号 (.....)

年 月 日

川崎市個人情報保護条例第26条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。） <input type="checkbox"/> 保有特定個人情報	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
請求に係る保有個人情報の内容			
訂正・利用の停止・消去・提供の停止の内容			
開示の方法（開示請求の場合）	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付（ <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付）		
代理人により請求する場合の本人の氏名等	住所 氏名 電話番号 (.....)		
代理人の区分	<input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報に係る請求に限る。） <input type="checkbox"/> 法定代理人等		
処理欄			

- 注 1 太線内のみ記入し、□のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 請求者が本人であることを確認するに足りる書類を添付してください。
 3 代理人により請求する場合は、代理権を有することを証する書類を添付してください。
 4 本人の委任による代理人が保有特定個人情報に係る請求をする場合は、注2及び注3の書類に加えて、この請求に係る保有特定個人情報の本人を確認するに足りる書類の写しを添付してください。
 5 訂正請求をする場合は、訂正すべき事実の誤りを証する書類があれば添付してください。

保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求書

(あて先) 川崎市教育委員会

郵便番号
 住所
 氏名
 電話番号 (.....)

年 月 日

川崎市個人情報保護条例第26条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
請求に係る保有個人情報の内容		
訂正・利用の停止・消去・提供の停止の内容		
開示の方法（開示請求の場合）	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付（ <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付）	
代理人により請求する場合の本人の氏名等	住所 氏名 電話番号 (.....)	
処理欄		

- 注 1 太線内のみ記入し、□のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 代理人により請求する場合は、代理権を有することを証する書類を添付してください。
 3 訂正請求をする場合は、訂正すべき事実の誤りを証する書類があれば添付してください。

改正後

改正前

第3号様式

第3号様式

保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）諾否の決定期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

川崎市教育委員会 印

年 月 日 に請求のありました保有個人情報の（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求について、川崎市個人情報保護条例第27条第2項の規定により次のとおり諾否の決定期間を延長しましたので、通知します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。） <input type="checkbox"/> 保有特定個人情報	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
請求に係る保有個人情報の内容			
訂正・利用の停止・消去・提供の停止の内容			
川崎市個人情報保護条例第27条第1項の規定による期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由			
事務所管課	教育委員会事務局	部	課
			電話番号 -

保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）諾否の決定期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

川崎市教育委員会 印

年 月 日 に請求のありました保有個人情報の（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求について、川崎市個人情報保護条例第27条第2項の規定により次のとおり諾否の決定期間を延長しましたので、通知します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
請求に係る保有個人情報の内容		
訂正・利用の停止・消去・提供の停止の内容		
川崎市個人情報保護条例第27条第1項の規定による期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由		
事務所管課	教育委員会事務局	部
		課
		電話番号 -

第4号様式

第4号様式

保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求承諾通知書（全部承諾）		第 号 年 月 日	
様		川崎市教育委員会 印	
年 月 日に請求のありました保有個人情報の（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求について、次のとおり承諾します。		年 月 日に請求のありました保有個人情報の（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求について、次のとおり承諾します。	
請求の区分	<input type="checkbox"/> 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。） <input type="checkbox"/> 保有特定個人情報	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
請求に係る保有個人情報の内容			
訂正・利用の停止・消去・提供の停止の内容			
承諾の内容			
開示の日時及び場所	年 月 日 午前 時から 午後 時までの間 にお越しく下さい。 なお、当日御都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で担当係まで御連絡ください。	年 月 日 午前 時から 午後 時までの間 にお越しく下さい。 なお、当日御都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で担当係まで御連絡ください。	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 文書又は図面 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付（ <input type="checkbox"/> 写し <input type="checkbox"/> 複写したもの） （ <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付）	<input type="checkbox"/> 文書又は図面 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付（ <input type="checkbox"/> 写し <input type="checkbox"/> 複写したもの） （ <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付）	
事務所管課	教育委員会事務局 部 課 係 電話番号 ー	教育委員会事務局 部 課 係 電話番号 ー	

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求承諾通知書（一部承諾）

第 年 月 日 号

様

川崎市教育委員会 印

年 月 日に請求のありました保有個人情報の（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求について、次のとおり承諾します。ただし、この請求のうち、承諾することのできない部分があります。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。） <input type="checkbox"/> 保有特定個人情報	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
請求に係る保有個人情報の内容			
訂正・利用の停止・消去・提供の停止の内容			
承諾した部分			
承諾することのできない部分及び理由			
開示の日時及び場所	年 月 日	午前 時から 午後 時までの間に 午後 にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で担当係まで御連絡ください。	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 文書又は図画 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付）		
※ 時限性開示	（ 年 月 日以後であれば開示することができません ので、同日以後に改めて開示請求をしてください。）		
事務所管課	教育委員会事務局	部 課	係

- 注 1 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 ※印欄は、開示請求に係る保有個人情報の一部の開示を拒否する理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。
- 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求めめる訴えは、この処分があったことを知った日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てについての決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求承諾通知書（一部承諾）

第 年 月 日 号

様

川崎市教育委員会 印

年 月 日に請求のありました保有個人情報の（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求について、次のとおり承諾します。ただし、この請求のうち、承諾することのできない部分があります。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止
請求に係る保有個人情報の内容		
訂正・利用の停止・消去・提供の停止の内容		
承諾した部分		
承諾することのできない部分及び理由		
開示の日時及び場所	年 月 日	午前 時から 午後 時までの間に 午後 にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で担当係まで御連絡ください。
開示の方法	<input type="checkbox"/> 文書又は図画 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付）	
※ 時限性開示	（ 年 月 日以後であれば開示することができません ので、同日以後に改めて開示請求をしてください。）	
事務所管課	教育委員会事務局	部 課

- 注 1 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 ※印欄は、開示請求に係る保有個人情報の一部の開示を拒否する理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。
- 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求めめる訴えは、この処分があったことを知った日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てについての決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求拒否通知書		第 年 月 日	号
様		川崎市教育委員会	印
年 月 日に請求のありました保有個人情報の（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求について、次のとおり拒否します。			
請求の区分	<input type="checkbox"/> 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。） <input type="checkbox"/> 保有特定個人情報	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
請求に係る保有個人情報の内容			
訂正・利用の停止・消去・提供の停止の内容			
請求を拒否する理由			
※ 時限性開示	年 月 日以後であれば開示することができない部分（ ）を開示することができませんので、同日以後に改めて開示請求をしてください。	部 課	係
事務所管課	教育委員会事務局	部 課	係
		電話番号	—

注 1 ※印欄は、開示請求に係る保有個人情報の開示を拒否する理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。
2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市教育委員会に対して異議申立てをすることができま
す。この処分の取消しを求め訴えは、この処分があったことを知った日（前記の異
議申立てをした場合には、当該異議申立てについての決定があったことを知った日）
の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市教育委員会が被告の
代表者となります。）提起することができます。

保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求拒否通知書		第 年 月 日	号
様		川崎市教育委員会	印
年 月 日に請求のありました保有個人情報の（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求について、次のとおり拒否します。			
請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止	
請求に係る保有個人情報の内容			
訂正・利用の停止・消去・提供の停止の内容			
請求を拒否する理由			
※ 時限性開示	年 月 日以後であれば開示することができない部分（ ）を開示することができませんので、同日以後に改めて開示請求をしてください。	部 課	係
事務所管課	教育委員会事務局	部 課	係
		電話番号	—

注 1 ※印欄は、開示請求に係る保有個人情報の開示を拒否する理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。
2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市教育委員会に対して異議申立てをすることができま
す。この処分の取消しを求め訴えは、この処分があったことを知った日（前記の異
議申立てをした場合には、当該異議申立てについての決定があったことを知った日）
の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市教育委員会が被告の
代表者となります。）提起することができます。

第7号様式

第7号様式

保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）諾否の決定期間特例延長通知書

様
川崎市教育委員会 印

第 年 月 日
号

年 月 日に請求のありました保有個人情報の（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求について、川崎市個人情報保護条例第28条の規定により次のとおり諾否の決定期間を延長しましたので、通知します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。） <input type="checkbox"/> 保有特定個人情報	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
請求に係る保有個人情報の内容			
訂正・利用の停止・消去・提供の停止の内容			
請求に係る保有個人情報のうち、請求があった日から起算して、……日以内に諾否の決定をするもの			
川崎市個人情報保護条例第28条を適用する理由			
残りの保有個人情報の決定をする期限	年 月 日		
事務所管課	教育委員会事務局	部 課	係
		電話番号	—

保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）諾否の決定期間特例延長通知書

様
川崎市教育委員会 印

第 年 月 日
号

年 月 日に請求のありました保有個人情報の（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求について、川崎市個人情報保護条例第28条の規定により次のとおり諾否の決定期間を延長しましたので、通知します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
請求に係る保有個人情報の内容		
訂正・利用の停止・消去・提供の停止の内容		
請求に係る保有個人情報のうち、請求があった日から起算して、……日以内に諾否の決定をするもの		
川崎市個人情報保護条例第28条を適用する理由		
残りの保有個人情報の決定をする期限	年 月 日	
事務所管課	教育委員会事務局	部 課
		電話番号
		係

第12号様式

(本人用)

保有個人情報（訂正・利用の停止・消去・提供の停止）通知書 第 年 月 日 号 様 川崎市教育委員会 印	
あなたの保有個人情報について、次のように（訂正・利用の停止・消去・提供の停止）を しましたので、川崎市個人情報保護条例第30条第6項の規定により、通知します。	
請求の区分 <input type="checkbox"/> 保有個人情報（保有特定 個人情報を除く。） <input type="checkbox"/> 保有特定個人情報	<input type="checkbox"/> 訂 正 <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消 去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
請求に係る 保有個人情 報の 内 容	
訂正・利用の停 止・消去・提供 の 停 止 の 内 容	
訂正・利用の停止・ 消去・提供の停止を した 年 月 日	年 月 日
事務所管課	教育委員会事務局 課 係 部 電話番号

第12号様式

(本人用)

保有個人情報（訂正・利用の停止・消去・提供の停止）通知書 第 年 月 日 号 様 川崎市教育委員会 印	
あなたの保有個人情報について、次のように（訂正・利用の停止・消去・提供の停止）を しましたので、川崎市個人情報保護条例第30条第6項の規定により、通知します。	
請求の区分 <input type="checkbox"/> 訂 正 <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消 去 <input type="checkbox"/> 提供の停止	
請求に係る 保有個人情 報の 内 容	
訂正・利用の停 止・消去・提供 の 停 止 の 内 容	
訂正・利用の停止・ 消去・提供の停止を した 年 月 日	年 月 日
事務所管課	教育委員会事務局 課 係 部 電話番号